

平成31年 第3回 農業委員会総会

日時 平成31年3月26日 (火) 午後3時

場所 糸満市役所 3-C 会議室

農業委員

会長 国吉 真昭 代理 大本 秀子 1番 玉城 正智 2番 百次 成仁
3番 仲西 栄二 4番 下地 功祐 5番 山城 学 6番 杉本 雄靖
7番 長嶺 功 8番 久保田 政子 9番 宮里 良淳

農地利用最適化推進委員

1番 大城 茂治 2番 金城 正弘 3番 大城 久 4番 玉城 賢清
5番 賀数 宏 6番 伊敷 幸隆 8番 大城 勇
9番 伊礼 幸清 10番 新垣 芳隆 11番 玉城 秀則 12番 玉城 薫
13番 志茂 政安 14番 安谷屋 健治

【欠席委員】

10番農業委員 山城 弘美 7番推進委員 玉城 信榮

【職務のために出席した職員】

山城 信善 玉城 弘一 新垣 千春

【議事録署名人】

8番農業委員 久保田 政子 9番農業委員 宮里 良淳

【議事日程】

- 日程第1 議案第12号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2 議案第13号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
日程第3 議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第4 議案第15号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名
について
日程第5 議案第16号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画に
ついて
日程第6 議案第17号 非農地証明願いについて

平成 31 年 第 3 回 総会 議事録

事務局	<p>時間になりましたので、平成 31 年第 3 回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。それでは会長よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さんこんにちは。それでは平成 31 年第 3 回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が 8 番農業委員久保田政子委員、9 番農業委員宮里良淳委員です。次回調査委員が 7 番農業委員長嶺功委員、8 番農業委員久保田政子委員、5 番推進委員賀数宏委員となっています。よろしくお願いいたします。</p> <p>【議事日程】</p> <p>日程第 1 議案第 12 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について (14 件)</p> <p>日程第 2 議案第 13 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (1 件)</p> <p>日程第 3 議案第 14 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (10 件)</p> <p>日程第 4 議案第 15 号 農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について (2 件)</p> <p>日程第 5 議案第 16 号 農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について (2 件)</p> <p>日程第 6 議案第 17 号 非農地証明願いについて (2 件)</p>
会長	<p>【議題の審議】</p> <p>それでは、議案の審議に入ります。日程第 1 議案第 12 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について 14 件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 2 ページをお開き下さい。農地法第 3 条に係る許可申請についてであります。1 番は宇江城の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。2 番は新垣の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。3 番から 5 番は関連しています。3 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。4 番は国吉の 1 筆で、売買による所有権の移転であります。5 番は国吉の 2 筆で売買による所有権の移転であります。次に 3 ページをお開き下さい。6 番、7 番は関連しています。6 番は阿波根の 4 筆で売買による所有権の移転であります。7 番は阿波根の 2 筆で贈与による所有権の移転であります。8 番から 10 番は関連しています。8 番は束里の 1 筆で売買による所有権の移転であります。9 番</p>

	<p>は喜屋武の1筆で売買による所有権の移転であります。10番は東里の1筆で売買による所有権の移転であります。次に4ページをお開き下さい。11番は座波の1筆で5年間の賃借権の設定であります。12番から14番は関連しています。12番は大度の1筆で20年間の使用貸借権の設定であります。13番は大度の3筆で20年間の使用貸借権の設定であります。14番は摩文仁の1筆、米須の1筆で、20年間の使用貸借権の設定であります。以上です。</p>
会長	<p>ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第12号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、次に日程第2議案第13号農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは6ページをお開き下さい。1番は座波の1筆で、農地区分は第3種農地であります。農業用倉庫等への転用であります。以上です。</p>
会長	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
調査員	<p>それでは4条の報告を致します。7ページをお開き下さい。 申請地は、4割街区に該当する第3種農地でありますので、農業用倉庫等への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>
会長	<p>それでは皆様のご意見ご質問をよろしくお願ひします。</p>
委員	<p>特になし。</p>
会長	<p>それでは、議案第13号について議案通り決定してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>異議なし。</p>

<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。それでは、次に日程第3議案第14号農地法第5条第1項の規定による許可申請について10件を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは10ページをお開き下さい。1番は真栄里の1筆で、農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用で、使用貸借権の設定であります。2番から5番は一体事業となります。2番は名城の2筆、3番は名城の1筆、4番は名城の1筆、5番は名城の1筆で、農地区分は第1種農地であります。駐車場・現場事務所等への一時転用で、3年間の使用貸借権の設定であります。次に11ページをお開き下さい。6番、7番は一体事業となります。6番は糸洲の1筆、7番は糸洲の1筆で、農地区分は第1種農地であります。既存住宅の敷地拡張で、贈与による所有権の移転であります。8番は新垣の1筆で、農地区分は第2種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権の移転であります。9番は座波の1筆で、農地区分は第3種農地であります。進入路への転用で、売買による所有権移転であります。10番は武富の1筆で、農地区分は第1種農地であります。駐車場への転用で貸借権の設定であります。以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは調査委員の報告をお願いします。</p>
<p>調査員</p>	<p>それでは5条の報告を致します。12ページをお開き下さい。 申請地は、宅地及び山林原野等で囲まれた第2種農地であります。そのため、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に14ページをお開き下さい。14ページから21ページまでは一体事業のため、一括して説明します。申請地は、第1種農地ではありますが、3年以内の一時的な利用のため、駐車場及び現場事務所等への転用は問題ないものと判断しました。次に22ページをお開き下さい。22ページから25ページまでは一体事業のため、一括して説明します。申請地は第1種農地ではありますが、不許可の例外の既存の施設の拡張に該当するため、転用は問題ないものと判断しました。次に26ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び山林等で囲まれた第2種農地であります。そのため一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に28ページをお開き下さい。申請地は4割街区に該当する第3種農地でありますので、進入路への転用は問題ないものと判断しました。次に30ページをお開き下さい。申請地は第1種農地ではありますが、不許可の例外の集落接続に該当するため、福祉事業所の職員駐車場への転用は問題ないものと判断しました。以上です。</p>

会長	それでは皆さんのご意見質問をよろしくお願いします。
委員	特になし
会長	それでは、議案第 14 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。それでは、次に日程第 4 議案第 15 号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について 2 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは、32 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。</p> <p>議案書を読み上げて説明(内容省略)</p>
会長	それでは、議案第 15 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 5 議案第 16 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 2 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>では、36 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。</p> <p>議案書を読み上げて説明(一部内容省略)</p> <p>30-83 は米須の 1 筆で、8 年間の使用貸借権の設定であります。30-84 は豊原の 3 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。以上です。</p>
会長	それでは、事務局からの説明をふまえて、皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。

委員	特になし。
会長	それでは議案第 16 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。次に日程第 6 議案第 17 号非農地証明願いについて 2 件を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>それでは 37 ページをお開き下さい。</p> <p>1 番、2 番は同一申請人からの願出で喜屋武の 2 筆であります。願出の理由は、以前から耕作していないため原野化している状況であるとのことです。3 番は喜屋武の 1 筆で願出の理由は以前から耕作していないため原野化している状況であるとのことです。以上です。</p>
会長	それでは、調査員の報告をお願いします。
調査員	<p>それでは 38 ページをお開き下さい。番号 1 と 2 の申請地はギンネム等が繁茂しているが山林化はしていない状況である。平成 5 年に農地法第 3 条の許可を受けて売買しており、非農地とは認められないと判断しました。次に 41 ページをお開き下さい。申請地はギンネム等が繁茂しているが山林化はしていない状況である。平成 4 年から 14 年に農地法第 3 条で使用貸借権の設定がされており、非農地とは認められないと判断しました。以上です。</p>
会長	では、皆さんのご意見等よろしくをお願いします。
委員	特になし。
会長	それでは議案第 17 号について 2 件とも非農地とは認められない。不相当として決定してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
会長	ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。

議事録署名人

8番農業委員 久保田 政子

9番農業委員 宮里 良淳